訪問介護利用料金表（重要事項説明書別表）（利用者負担 1割で表示）令和4年4月

＊要介護者対象

平常時間：午前８時から午後５時５９分	夜間時間：午後６時から午後９時５９分
早朝時間：午前６時から午前７時５９分	深夜時間：現在、対応しておりません

それぞれのサービス利用料金は、次の通りになります。金額については、厚生労働省の定める金額となり介護保険改訂の際に金額が一部変更となる場合がありますのでご了承下さい。

☆身体介護

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間半未満	1時間半以上 2時間未満
平常時間	184円/回	275円/回	436円/回	637円/回	729円/回
夜間時間	230円/回	344円/回	545円/回	796円/回	912円/回
2人介護員	367円/回	550円/回	871円/回	1,274円/回	1,459円/回
夜間早朝（2人）	460円/回	688円/回	1,089円/回	1,593円/回	1,824円/回

☆生活援助

	２０分以上 ４５分未満	４５分以上
平常時間	201円/回	248円/回
夜間早朝	252円/回	309円/回

☆複合援助

	（身体1生活1）	（身体1生活2）	（身体2生活1）
	身体20分以上30分未満 生活20分以上45分未満	身体20分以上30分未満 生活45分以上70分未満	身体30分以上1時間未満 生活20分以上45分未満
平常時間	349円/回	422円/回	509円/回
夜間時間	436円/回	528円/回	637円/回

総合事業訪問介護（独自）サービス利用料

＊要支援者対象

サービス 名称	サービスの内容	利用者負担 （1割）	利用者負担 （2割）
訪問型独自サービスⅠ （1月につき）	週1回程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援1・2）	1,176円	2,352円
訪問型独自サービスⅡ （1月につき）	週2回程度の訪問型サービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援1・2）	2,349円	4,698円
訪問型独自サービスⅢ （1月につき）	週2回を超える程度の訪問型独自サービスが必要とされた者 （事業対象者・要支援2）	3,727円	7,454円
訪問型独自サービスⅣ （1回につき）	1月の中に合計4回までのサービスを行った場合 （事業対象者・要支援1・2）	268円	536円
訪問型独自サービスⅤ （1回につき）	1月の中に合計5～8回のサービスを行った場合 （事業対象者・要支援1・2）	272円	544円
訪問型独自サービスⅥ （1回につき）	1月の中に合計9回～12回のサービスを行った場合 （事業対象者・要支援2）	287円	574円

上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改訂された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

＊初回加算２００円（２割負担の方は４００円）

＊緊急時訪問加算　１００円

＊処遇改善加算　毎月の訪問介護利用総単位数×訪問介護加算率１３.７％＋特定処遇改善加算６.３％

＊生活機能向上連携加算（１月につき）１００円（２割負担の方は２００円）